



# 島根県報

平成25年4月23日（火）

第2,489号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水産課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	4
包括外部監査契約の締結	（監査委員事務局）	4

### 【公 告】

公共測量の終了	（用地対策課）	4
都市計画変更の図書の縦覧（2件）	（都市計画課）	5

### 【特定調達公告】

財務会計システムの運用支援等に関する業務に係る随意契約の相手方等	（会計課）	5
島根県大田高等学校仮設校舎等の賃貸借に係る一般競争入札の実施	（教育施設課）	6

### 【監査告示】

包括外部監査人補助者の選任		8
---------------	--	---

**告 示****島根県告示第296号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成25年4月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
益美コンサルタント株式会社	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 あんず	益田市美都町仙道693番地	平成25年4月15日

**島根県告示第297号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町原田小原田633-2、633-3、633-5、634-2

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第298号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成21年島根県告示第313号による保険に付すべき義務は、平成25年4月13日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成25年4月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

五十猛加入区

**島根県告示第299号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用

する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年4月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 浜田市港町227番地1外

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号

### (3) 変更しようとする事項

#### ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時00分から午後10時00分まで

(変更後) 午前8時00分から午後10時00分まで

#### イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前7時30分から午後10時30分まで

#### ウ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 823台

(変更後) 761台

#### エ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 28箇所

(変更後) 29箇所

### (4) 変更の年月日

(3)のア及びイ：平成25年4月15日

(3)のウ及びエ：平成17年4月

## 2 届出年月日

平成25年4月12日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部産業政策課（浜田市殿町1番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

### (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第300号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年 4 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 下新宮 1
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から12号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と12号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
出雲市古志町字宇賀2240番 2	1 号
〃 4424番 1	2 号及び 3 号
〃 4424番 10	4 号から 6 号まで
〃 2222番続 1	7 号
〃 4424番 10	8 号及び 9 号
〃 4424番 1	10号及び 11号
〃 2238番 3	12号

## 島根県告示第301号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により平成25年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第5項の規定により告示する。

平成25年 4 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
平成25年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、16,124千円を上限とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
野津孝義 松江市苧町 1 番地21
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成25年 3 月31日に終了した旨国土交通大臣から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により

公告する。

平成25年 4 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（補助基準点測量）
- 2 作業期間  
平成24年 9 月 1 日から平成25年 3 月31日まで
- 3 作業地域  
浜田市

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成25年 4 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
松江市幸町、袖師町、西津田二丁目、西津田五丁目、東朝日町、東津田町
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成25年 4 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
益田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
益田市有明町、多田町、赤城町
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年 4 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

財務会計システムの運用支援等に関する業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県出納局会計課財務電算グループ 島根県松江市殿町8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 山陰支社長 大川 泰

島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

29,005,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

---

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年 4 月23日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立大田高等学校仮設校舎等 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成25年12月1日（日）から平成28年1月31日（日）まで

(4) 貸借物件設置期限

平成25年11月15日（金）

(5) 貸借物件撤去期限

平成28年3月31日（木）

(6) 設置場所

島根県大田市大田町大田イ568 島根県立大田高等学校敷地内

(7) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「14 借入品類」中分類「(9) その他」に登録されている者であること。
- (4) 本公告に示した賃借物件を履行期限までに設置することが十分に可能な者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階  
島根県教育庁教育施設課  
電話 0852-22-6602  
ファクシミリ 0852-22-6016

#### (2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成25年4月23日（火）から同年5月24日（金）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入し、押印の上、ファクシミリで(1)の部局へ送付すること。

#### (3) 入札書の提出期限等

日時 平成25年6月3日（月）午前10時まで  
（郵便による入札にあつては、平成25年6月3日（月）午前9時必着）  
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟1階 第1会議室  
（郵便による入札にあつては、3(1)の場所）

#### (4) 開札の日時及び場所

日時 平成25年6月3日（月）午前10時から  
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟1階 第1会議室

### 4 その他

#### (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

#### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成25年5月24日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

Details : A suite buildings of Shimane Prefectural Oda Senior High School

Period of Lease : From December 1, 2013 To January, 31 2016

Desired Date of Completion : November 15, 2013

Location of Installation : Shimane Prefectural Oda Senior High School

568 i Oda Oda-cho, Oda-shi, Shimane-ken

(2) Deadline for Tender : 10 : 00 a.m 3 June 2013

(Applications by mail must arrive at the Office above by 9 : 00 a.m 3 June 2013)

(3) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone : 0852-22-6602

## 監 査 委 員 告 示

### 島根県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人野津孝義から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月23日

島根県監査委員 田 中 八洲男

同 石 原 真 一

同 法 正 良 一

同 後 藤 勇

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

公認会計士 長谷川浩之 松江市天神町49番地

小原雄一郎 松江市菅田町167-34 リバティコート107 102号

高橋七子 雲南市大東町大東1888

- 2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成25年4月16日から平成26年3月31日まで